

高知工業高等専門学校大学等における学修に関する規程

制 定 平成 6年12月 8日

一部改正 平成26年 4月 1日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校学則の第14条の2、第14条の3及び第27条の2に規定する本校以外の教育施設等における学修（以下「大学等における学修」という。）については、この規程の定めるところによる。

(大学等における学修)

第2条 大学等における学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

- (1) 他の高等専門学校における学修（学則第14条の2）
- (2) 大学又は短期大学における学修（学則第14条の3）
- (3) その他文部科学大臣が別に定める学修（学則第14条の3）
 - ① 大学の専攻科又は短期大学の専攻科における学修
 - ② 高等専門学校の専攻科における学修
 - ③ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ④ 平成18年文部科学省告示第33号に基づき、国又は法人等が実施する技能審査で、全国的な規模で実施され適正かつ公平であり一定の条件を満たした知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表に掲げるもの
- (4) 外国の高等学校又は大学における学修（学則第27条の2）

(学修手続)

第3条 学生は、大学等における学修を行おうとするときは、大学等における学修許可願（様式1）に、その学修の許可及び内容を証明する書類を添えて、校長に提出するものとする。

- 2 前条第3号④による学修を行おうとする場合には、大学等における学修許可願（様式1）の提出をする必要はない。

(単位認定申請)

第4条 学生は、大学等における学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、大学等における学修単位認定申請書（様式2）に、その学修を証明する単位修得証明書、成績証明書又は合格証明書等を添えて校長に申請するものとする。

(修得単位の取扱い)

第5条 修得単位は、単位修得の認定を行った学年の単位とする。本科においては、認定を受けた学年の「課程修了に関わる単位」とする。また、専攻科においては、「専攻科修了に関する単位」とする。

- 2 第2条に基づく学修の単位の認定は、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 原則として、2月末日までに申請のあったものについては、当該年度内に認定を行うもの

高知工業高等専門学校大学等における学修に関する規程

とする。なお、3月に申請されたものについては、次年度に認定を行うものとする。

- (2) 本科においては、第2条(1)(2)(3)による修得単位数の上限はあわせて30単位とする。また、専攻科は、第2条(2)(3)について16単位以内とする。

ただし、本科においての在学中における技能審査による認定単位数の上限は10単位とし、語学・数理系(海外英語研修を含む)で6単位以内、情報系で6単位以内、専門系で6単位以内とする。

- (3) 本科における第2条(4)による修得単位数の上限は30単位とする。
- (4) 同一の技能審査において上位の審査基準に合格した場合は、当該上位の単位数と既に認定された単位数との差を修得単位として認定する。
- (5) 本科における語学・数理系および情報系の認定単位は一般科目、専門系の認定単位は専門科目とする。

附 則

この規程は、平成6年12月8日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日に在籍する者のうち、本学入学後に学修した第2条第3号④に規定する学修について、単位認定の申請があった場合は、本規程を適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

高知工業高等専門学校大学等における学修に関する規程

別表 技能審査の認定単位数

技能審査名			種別・級等	認定単位数	技能審査名			種別・級等	認定単位数
一般 科 目	語学系				専門系				
	実用英語技能検定	1級	6	CAD利用技術者	1級	2			
		準1級	4		2級	1			
		2級	2	3次元CAD利用技術者	1級	2			
		準2級	1		準1級	1			
	実用数学技能検定	1級	2	機械設計技術者試験	2級	4			
		準1級	1		3級	2			
	工業英語技能検定	1級	6	デジタル技術検定	1級	4			
		2級	4		2級	2			
		3級	2	電気主任技術者	第2種	6			
	TOEICテスト	860以上	6		第3種	4			
		730～855	4	電気工事士	第1種	4			
		470～725	2		第2種	2			
		400～465	1	陸上無線技術士	第1級	4			
	日本漢字能力検定	1級	2 (6)		第2級	2			
		準1級	2 (6)	電気通信主任技術者	伝送交換主任技術者	6			
		2級	2 (6)		線路主任技術者	6			
		準2級	1 (5)	電気通信工事担任者	AI・DI総合種	6			
		3級	(5)		AI第1種	6			
		4級	(4)		AI第2種	4			
		5級	(3)		AI第3種	2			
		6級	(2)		DD第1種	6			
		7級	(1)		DD第2種	4			
	日本語能力検定	N1	(6)		DD第3種	2			
		N2	(3)	危険物取扱者試験※	甲種	3			
	情報系				乙種(1～6類)	各1*			
	システム監査技術者試験		6	公害防止管理者試験	公害防止主任管理者	6			
	ITサービスマネージャ試験		6		大気関係	4			
情報セキュリティスペシャリスト試験		6		粉じん関係	4				
エンベデッドシステムスペシャリスト試験		6		水質関係	4				
データベーススペシャリスト試験		6		騒音振動関係	4				
ネットワークスペシャリスト試験		6		ダイオキシン類関係	4				
プロジェクトマネージャ試験		6	環境計量士試験	濃度関係	4				
システムアーキテクト試験		6		騒音・振動関係	4				
ITストラテジスト試験		6		一般計量士	4				
応用情報技術者試験		4	放射線取扱主任者試験	1種	6				
基本情報技術者試験		2		2種	2				
ITパスポート試験		1		3種	1				
			X線作業主任者試験		4				
			カラーコーディネーター検定試験	1級	3				
				2級	2				
				3級	1				
			福祉社環境コーディネーター検定試験	1級	3				
				2級	2				
				3級	1				
			インテリアコーディネーター資格試験		1				
			測量士		4				
			測量士補		2				
			技術士第一次試験		4				
			建築CAD検定	準1級	3				
				2級	2				
				3級	1				
			色彩検定	1級	3				
				2級	2				
				3級	1				
			火薬類取扱保安責任者	甲種	2				
				乙種	1				
			宅地建物取引主任者資格試験		3				

()は留学生対象認定単位数

※危険物取扱者試験の認定単位は甲種及び乙種(1～6種)を併せて3単位を上限とする。

* 上限3単位まで

様式 1

大学等における学修許可願

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

学 科

学 年

氏 名

印

下記のとおり高知工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したいので、ご許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

1. 教育施設等の名称
2. 学修期間
3. 学修日・時間
4. 学修科目
及び単位数
5. 学修目的
6. 添付書類

様式 2

大学等における学修単位認定申請書

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

学 科

学 年

氏 名

印

下記のとおり高知工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 教育施設等の名称

又は試験の種類

2. 認定を申請する

授業科目等

単 位 数

3. 添付書類

単位修得証明書

成績証明書

合格証明書等（写）